

パンニラエアポイント利用規約_新旧対比表 (抜粋)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>1章 総則 (一般条項)</p> <p>「ポイント」：対象サービスの利用、その他当社所定の特別な条件下で会員が取得することができるポイント。なお特別な条件下で取得したポイントについては、使用に制限が課される場合があります。</p> | <p>1章 総則 (一般条項)</p> <p>「ポイント」：対象サービスの利用、その他当社が定める一定の条件のもとで会員が取得することができるポイント。なお当社が定める一定の条件のもとで取得したポイントについては、使用や譲渡に制限が課される場合があります。</p> |
| <p>2章 ポイントの取得</p> <p>5条 有効期限</p> <p>ポイントは、ポイントを取得する際にご搭乗された日から数えて24か月後まで有効です。当社はポイント失効に関しては、その理由の如何を問わず一切の責任を負いません。</p> | <p>2章 ポイントの取得</p> <p>5条 有効期限</p> <p>ポイントは、ポイントを取得する際にご搭乗された日 (同日を含みます。) から数えて24か月後まで有効です。ただし当社が定める一定の条件のもとで取得したポイントの有効期限については発行時の条件に基づきます。当社はポイント失効に関しては、その理由の如何を問わず一切の責任を負いません。</p> |
| <p>3章 ポイントの利用</p> <p>9条 払い戻し</p> <p>ポイントの利用後はポイントの利用の取消し等はできず、ポイントの返還に応じることができません。ポイントを利用して購入されたご予約便にご搭乗されなかった場合やお客様のご都合でご予約便をキャンセルされた場合、ご利用されたポイントを会員のポイント口座に払い戻すことは行いません。また、当社は、会員が利用できなかったポイントを補償するいかなる責任も負いません。</p> <p>ただし、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便を合理的な範囲を超えてスケジュールどおりに運航することができなかった場合は、この限りではありません。</p> | <p>3章 ポイントの利用</p> <p>9条 払い戻し</p> <p>ポイントの利用後はポイントの利用の取消し、解除、無効主張等はできず、ポイントの返還に応じることができません。ポイントを利用して購入されたご予約便にご搭乗されなかった場合やお客様のご都合でご予約便をキャンセルされた場合、ご利用されたポイントを会員のポイント口座に払い戻すことは行いません。また、当社は、会員が利用できなかったポイントを補償するいかなる責任も負いません。</p> <p>ただし、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便を合理的な範囲を超えてスケジュールどおりに運航することができなかった場合は、この限りではありません。</p> |
| <p>記載なし</p> | <p>4章 ポイントの譲渡</p> <p>10条 譲渡方法</p> <p>1. 会員は、本規約および会員管理画面に定めるところに従い、対象となる他の会員の口座にポイントを譲渡および加算することを申し込み、当社所定の手数料をポイントにて支払うことにより、ポイントを譲渡することができます。ポイントの譲渡にかかる手数料は払い戻しできません。ポイントの譲渡手続き後はポイントの譲渡の取消し、解除、無効主張等はできず、ポイントの返還に応じることが一切できません。また、当社は、ポイント譲渡に関する会員と他の会員との間のトラブルについては一切の責任を負いません。</p> <p>2. ポイントの譲渡は、会員本人 (会員が小児の場合には、その親その他の法定代理人) が申し込むものとし、会員以外の方からのお申し込みはできません。なお、会員は、当社ウェブサイトからのみ、ポイント譲渡の手続きができるものとします (当社の予約センターや空港カウンター、旅行代理店でのポイントの譲渡手続きはできません。)</p> <p>11条 ポイント譲渡の制限</p> <p>1. ポイントの譲渡先は12歳以上の会員を対象とします。1回あたりに譲渡できるポイントの単位および上限、ならびに年間譲渡可能ポイント数には制限があります。制限の詳細については当社ウェブサイトをご確認ください。</p> <p>2. 当社の定める一定の条件のもとで取得したポイントについては譲渡できない場合があります。条件の詳細については当社ウェブサイトをご確認ください。</p> <p>3. 以下の各号に該当するポイントの譲渡または譲受は禁止されます。</p> <p>(1) ポイントを転売すること、または転売目的で他の会員からポイントを購入すること</p> <p>(2) フリマアプリ、オークションサイト等での出品によりポイントを購入すること、または購入すること</p> <p>(3) ポイントの販売を直接的もしくは間接的に行う人物、または販売を手配する人物に対してポイントを購入すること</p> <p>(4) 他の会員においてポイントを購入する意図を有していることを知りながら、当該他の会員にポイントを購入すること</p> <p>4. 前項各号のいずれかの方法によりポイントの譲渡または譲受が行われた場合には、該当するポイントについて直ちに没収します。また、前項違反により当社との信頼関係を著しく損なうものと当社が判断した場合、当該会員のポイント口座に加算されているすべてのポイントを没収し、会員資格を取り消すことがあります。ポイントの譲渡人において前項の違反が発覚した場合、ポイントの譲渡先においても、その知、不知にかかわらず、当該譲渡人が譲渡したポイントが没収の対象となる場合があります。</p> <p>12条 有効期限</p> <p>譲渡されたポイントは、譲渡される前の有効期限にかかわらず、譲渡手続きをした日 (同日を含みます。) から数えて1か月有効です。当社はポイント失効に関しては、その理由の如何を問わず一切の責任を負いません。</p> <p>13条 取り扱い</p> <p>当社はポイントの譲渡方法、有効期限その他条件を随時変更することができるものとします。当該変更については、当社ウェブサイトに掲載する方法その他当社所定の方法により会員に告知します。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>5章 会員資格の終了</p> <p>18条 会員資格の取消・ポイントの利用停止等</p> <p>2.会員が死亡したときは会員資格およびポイントは失効するものとします。</p> | <p>6章 会員資格の終了</p> <p>22条 会員資格の取消・ポイントの利用停止等</p> <p>2.会員が死亡したときは会員資格およびポイントは失効するものとします。但し、当社所定の条件が満たされる場合、相続人は当社所定の手続きをとることにより、死亡した会員のポイントを承継することができます。</p> |
| <p>6章 その他</p> <p>23条 プログラムの変更</p> <p>本プログラムの規定、取得ポイント数、ポイント取得条件、ポイント利用条件等の諸条件は、すでに取得されたポイントの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。</p> | <p>7章 その他</p> <p>27条 プログラムの変更</p> <p>本プログラムの規定、取得ポイント数、ポイント取得条件、ポイント利用条件等の諸条件は、すでに取得されたポイントの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。当該変更は、当社ウェブサイトに掲載する方法その他当社所定の方法により会員に告知します。</p> |
| <p>記載なし</p> | <p>附則 本規約は、2017年8月22日から有効とします。</p> <p>附則 本規約は、2018年5月16日から改定して適用します。</p> |